

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 道路の区域決定【建設局総務部管理課】

2

- 収納事務の委託【市民文化スポーツ局文学館事務局】

3

◇ 公 告

- 公募型プロポーザル方式に係る手続の開始【教育委員会事務局学力・体力向上推進室】

4

北九州市告示第 253 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 2 年 5 月 27 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
5976	横代南町 山手1号 線	小倉南区石田南二丁目346 番1地先から 小倉南区山手三丁目476番 11地先まで	17.5 ～ 36.0	260.0

北九州市告示第254号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立文学館刊行物の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年5月27日

北九州市長 北橋健治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社積文館書店	福岡市南区大楠二丁目 23番5号	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

北九州市公告第362号

次のとおり応募者に資格条件を付与した公募型プロポーザル方式に係る手続を開始する。

令和2年5月27日

北九州市長 北 橋 健 治

1 業務概要

- (1) 業務名 令和2年度「中学生ひまわり学習塾」事業業務
- (2) 業務内容 中学校第3学年の生徒を対象に、主体的な学習の仕方を身に付けさせ、基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るため、土曜日又は長期休業の期間中に補充学習を行う「中学生ひまわり学習塾」事業を実施するもの。
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和3年3月31日まで

2 参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (2) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 次の申立てがされていないこと。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の申立て
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（役員及び従業員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不当な利益を得る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認め

られる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の活動又は運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に不適切な関係を有していると認められる者

カ 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者

(5) 法人税及び事業所所在地における地方税（法人住民税、事業税等をいう。）が未納でないこと。

(6) 契約者に選定された場合、履行期限内に当該業務の履行完了が可能な体制にあり、かつ、企画提案書提出時の総括責任者が当該業務を担当できること。

3 企画提案書の提出者を選定するための評価基準

前項の参加資格の適合可否

4 受託候補者を選定するための評価基準

(1) 企画提案書及び見積書の内容

(2) ヒアリングでの対応

5 契約の交渉等

前項の評価基準により選定した候補者と、第1項の業務の契約の締結の交渉を行う。

6 応募手続等

(1) 担当部局

北九州市教育委員会事務局学力・体力向上推進室

北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3445

(2) 説明書の交付場所、交付期間及び交付方法

ア 交付場所 前号に同じ。

なお、説明書は、北九州市教育委員会事務局学力・体力向上推進室のホームページにも掲載する。

イ 交付期間 この公告の日から令和2年6月12日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

ウ 交付方法 第1号の場所において無償で交付する。

なお、説明書の郵送又はFAXによる入手申込みは、認めない。

(3) 参加表明届の提出場所、提出期間及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ。

イ 提出期間 この公告の日から令和2年6月12日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

ウ 提出方法 持参又はFAX（提出期限までに必着のこと。）

(4) 企画提案書及び見積書の提出場所、提出期間及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ。

イ 提出期間 企画提案書の提出者として選定された通知を受けた日から令和2年6月26日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

7 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 前項第1号に同じ。

(4) 詳細は、説明書による。